

第3回北竜町農業委員会総会議事録

平成26年 3月27日
北竜町農業委員会

- 1 開催日時 平成26年 3月27日(木)
午後5時00分～午後5時30分
- 2 開催場所 すこやかセンター 会議室

3 出席委員 (人)

番号	氏 名	番号	氏 名
1 番	橋 本 勝 久	6 番	水 谷 茂 樹
2 番	大 場 信 一	7 番	川 村 功
3 番	北 清 裕 邦	8 番	出 口 宜 伸
4 番	吉 川 清 隆	9 番	川 本 和 幸
5 番	近 江 博 信	10 番	佐 藤 健 一

4 欠席委員 (人)

番 号	氏 名	番 号	氏 名

5 議事日程

- 第1 議事録署名人の選出
- 第2 会議書記の指名
- 第3 農 政 報 告
- 第4 農業委員会動静報告
- 第5 報告第8号 新農業者年金老齢年金裁定請求について
- 第6 報告第9号 新農業者年金特例付加年金裁定請求について
- 第7 報告第10号 旧農業者年金老齢年金裁定請求について
- 第8 報告第11号 農地の合意解約について
- 第9 報告第12号 農用地利用集積計画の変更について
- 第10 報告第13号 使用貸借権の設定期間満了に伴う期間変更届けについて
- 第11 報告第14号 農地法第3条の第1項の規定による届出について(相続)
- 第12 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について(贈与)
- 第13 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第14 議案第8号 平成25年度農業委員会活動計画の点検・評価(案)並びに平成26年度農業委員会の目標及びその達成に向け活動計画(案)について
- 第15 議案第9号 農業委員会等に関する法律第16条の規定による委員の辞任について
- 第16 その他 第4回農業委員会の開催日程について
その他諸会議について

6 出席した農業委員会事務局職員等

局長 南 秀 幸
係長 長 谷 牧 子
主事補 小 野 晃 典

事務局長

只今より平成26年度第3回農業委員会総会を開催いたします。開催にあたりまして佐藤会長よりご挨拶願います。

会 長

挨 拶

事務局長

本日の出席委員は10名中9名が出席で会議規則第6条により総会は成立しております。

会議規則第4条により、議長は会長が進めることになっておりますので、以降の議事の進行については佐藤会長に願いたします。

議 長

これより議事に入ります。

日程第1議事録署名委員の選出ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

委員一同

異議なし

議 長

それでは1番・橋本委員と2番・大場委員の両名を指名します。

日程第2 会議書記の指名ですが、事務局職員の南局長、長谷係長・小野主事補を指名します。

日程第3 農政報告があれば産業課長より願います。

産業課長

役場人事異動について

議 長

日程第4 農業委員会動静報告については、議案の末尾に添付してありますのでお目通し下さい。

議 長

本日の予定案件は、報告6件 議案4件 その他です。直ちに会議案件の審議に入ります。

日程第5

報告第8号 新農業者年金老齢年金裁定請求書の進達について

日程第6

報告第9号 新農業者年金特例付加年金裁定請求書の進達について

日程第7

報告第10号 旧農業者年金老齢年金裁定請求書の進達について
関連がありますので一括で上程いたします。

長谷係長

事務局より説明願います。

報告第8号 新農業者年金老齢年金裁定請求書の進達について。
農業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき、下記の者に係る老齢年金裁定請求書を進達したので報告する。

番 号 72
氏 名 ■■■■
住 所 三谷〇〇-〇〇
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日
進 達 日 平成26年 2月25日
満65歳に到達による裁定請求です。

番 号 73
氏 名 ■■■■
住 所 碧水〇〇-〇〇
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日
進 達 日 平成26年 3月17日
満65歳に到達による裁定請求です。

報告第9号 新農業者年金特例付加年金裁定請求書の進達について。
農業者年金基金法施行規則第15条の規定に基づき、下記の者に係る特例付加年金裁定請求書の進達にしたので報告する。

番 号 9
氏 名 ■■■■
住 所 三谷〇〇-〇〇
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日
進 達 日 平成26年 2月25日
年金加入期間 〇〇〇ヶ月
うちカラ期間〇〇〇ヶ月
基準日経営面積 ▲▲▲▲▲㎡
経営終了日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
移譲方法 所有権移転
移譲相手 公益財団法人北海道農業公社
第三者経営移譲です。

報告第10号 旧農業者年金老齢年金裁定請求書の進達について
旧農業者年金基金法施行規則第26条の規定に基づき、下記の者に係る老齢年金裁定請求書の進達にしたので報告する。

番 号 54
氏 名 ■■■■

住 所 碧水〇〇-〇〇
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日
進 達 日 平成26年 3月17日
満65歳に到達による裁定請求です。

議 長 報告第8号から第10号について質問等ありませんか。

委員一同 な し

議 長 日程第8
報告第11号 農地の合意解約について上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局長 報告第11号 農地の合意解約について
農地法第18条第6項の規定により合意解約した旨の通知があった
ので報告する。

公告年月日 平成25年1月28日
貸 主 板谷〇〇-〇〇 ■■■■
借 主 板谷〇〇-〇〇 ■■■■
設定期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日
土 地 板谷〇〇-〇〇 1筆
地 目 田
面 積 5,397㎡
売買するため合意解約いたします。
合意解約日は、平成26年3月 5日です。

公告年月日 平成25年11月29日
貸 主 碧水〇〇-〇〇 ■■■■
借 主 碧水〇〇-〇〇 ■■■■
土 地 美葉牛〇〇-〇〇 他1筆
地 目 畑2筆
面 積 39,392㎡
売買するため合意解約いたします。

議 長 報告第11号 農地の合意解約について質問等ありませんか。

委員一同 な し

議 長 日程第9
報告第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によ
る農用地利用集積計画の変更についてを上程します。
事務局より説明願います。

事務局長

報告第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の変更について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定した農用地利用集積計画について下記のとおり変更があったので報告する。

公 告 平成〇〇年〇〇月〇〇日

公告第4号 22-賃-5

貸 主 公益財団法人 北海道農業公社

借 主 板谷〇〇-〇〇 ■■■■

土 地 板谷〇〇-〇〇 他6筆

変更点 面積 74, 538㎡から74, 379㎡

159㎡の減少となり、賃貸料が減額となりました。

理由は、土地改良事業 経営体育成基盤事業北竜地区の農業用排水工事に伴う公用買収により面積賃貸料の変更が発生したためです。

なお、賃貸期間については変更がありません。

議 長

報告第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の変更について質問ありませんか。

委員一同

な し

議 長

日程第10

報告第13号 使用貸借権の設定期間満了に伴う期間の変更届出についてを上程します。

事務局より説明願います。

事務局長

報告第13号 使用貸借権の設定期間満了に伴う期間の変更届出について

農地法第3条(使用貸借)の期間変更の届出があったので報告する。

貸 主 美葉牛〇〇-〇〇 ■■■■

借 主 美葉牛〇〇-〇〇 ■■■■

土 地 美葉牛〇〇-〇〇 外1筆

地 目 田1筆 畑1筆

面 積 5, 010㎡

使用貸借期間は、平成6年1月26日から平成26年3月31日。設定期間満了に伴い、平成36年3月31日まで延長します。

なお平成26年1月28日の農業委員会総会にて一部合意解約しております。

議 長

報告第13号 使用貸借権の設定期間満了に伴う期間の変更届出について質問ありませんか。

委員一同

な し

議 長

日程第 1 1

報告第 1 4 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
を上程します。

事務局より説明願います。

事務局長

報告第 1 4 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について。

権利取得者	碧水〇〇-〇〇	■■■■
権利譲渡者	同 上	■■■■
土地の所在	岩村〇〇-〇〇	他 1 0 筆
権利取得日	平成 2 5 年 9 月 6 日	
権利取得理由	相続による。	

議 長

報告第 1 4 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
質問ありませんか。

な し

委員一同

日程第 1 2

議 長

議案 6 号 農地法 3 条 1 項による許可申請（贈与）について上程い
たします。

事務局より説明を願います。

事務局長

議案 6 号 農地法 3 条 1 項による許可申請（贈与）について
農地法 3 条の規定による、農地の使用貸借権の設定の許可申請のあ
った下記のものについて、同法 3 条 1 項の規定により許可して宜しい
か審議を求める。

番 号 2 6 - 4

譲受人	西川〇〇-〇〇	■■■■
譲渡人	滝川市	■■■■
土地の所在	西川〇〇-〇〇	
地 目	畑 1 筆	
面 積	1, 2 9 5 m ²	
利 用 権	贈 与	
理 由	譲受人 経営規模拡大による経営の合理化 譲渡人 相続のした農地の管理ができないため。	

議 長

議案 3 号 農地法 3 条の 1 項の許可について質問等ございませんか。

委員一同

な し

議 長

議案 3 号 農地法 3 条 1 項の許可について承認をしてよろしいです

か。

委員一同

異議なし

議 長

議案 3 号 農地法 3 条の 1 項の許可について承認いたします。

日程第 1 3

議案 7 号

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

事務局より説明願います。

事務局長

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により町より、決定の求められた農用地利用集積計画について議決を求める。

番 号 2 6 - 売 - 2

買 主 和〇〇-〇〇 ■■■■

売 主 碧水〇〇-〇〇 ■■■■

土 地 美葉牛〇〇-〇〇 他 1 筆

地 目 畑 2 筆

面 積 3 9, 3 9 2 m²

権 利 売 買

所有権移転時期 平成 2 6 年 3 月 2 8 日

対価の支払期限 平成 2 6 年 5 月 3 0 日

土地引渡時期 対価の支払い日

金 額 △△△△△△△円

畑 △△△^円

反当 △△△△△円

番 号 2 6 - 売 - 3

買 主 板谷〇〇-〇〇 ■■■■

売 主 板谷〇〇-〇〇 ■■■■

土 地 板谷〇〇-〇〇

地 目 田 1 筆

面 積 5, 3 9 7 m²

権 利 売 買

所有権移転時期 平成 2 6 年 3 月 2 8 日

対価の支払期限 平成 2 6 年 5 月 3 0 日

土地引渡時期 対価の支払い日

金 額 △△△△△△△△円

田 △△△^円

反当 △△△△△△円

番 号 26-売-4

買 主 和〇〇-〇〇 ■■■■

売 主 板谷〇〇-〇〇 ■■■■

土 地 板谷〇〇-〇〇 外1筆

地 目 田1筆 畑1筆

面 積 4, 235 m²

権 利 売 買

所有権移転時期 平成26年3月28日

対価の支払期限 平成26年5月30日

土地引渡時期 対価の支払い日

金 額 △△△△△△△△円

田 △△△[㊦]

反当 △△△△△△円

番 号 26-売-5

買 主 和〇〇-〇〇 ■■■■

売 主 碧水〇〇-〇〇 ■■■■

土 地 碧水〇〇-〇〇

地 目 畑1筆

面 積 41, 002 m²

権 利 売 買

所有権移転時期 平成26年3月28日

対価の支払期限 平成26年5月30日

土地引渡時期 対価の支払い日

金 額 △△△△△△△△円

畑 △△△[㊦]

反当 △△△△△△円

番 号 26-売-6

買 主 和〇〇-〇〇 ■■■■

売 主 旭川市 ■■■■

土 地 碧水〇〇-〇〇

地 目 畑1筆

面 積 37, 812 m²

権 利 売 買

所有権移転時期 平成26年3月28日

対価の支払期限 平成26年5月30日

土地引渡時期 対価の支払い日

金 額 △△△△△△△△円

畑 △△△[㊦]

反当 △△△△△△円

議 長	議案 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてについて質問意見等ございませんか。？
委員一同	な し
議 長	議案 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてについて承認をしてよろしいですか。
委員一同	異議なし
議 長	議案 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてについて承認いたします。
議 長	日程 14 議案 8 号 平成 25 年度農業委員会活動計画の点検・評価（案）並びに平成 26 年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について事務局より説明願います。
事務局長	議案 8 号 平成 25 年度農業委員会活動計画の点検・評価（案）並びに平成 26 年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について 農業委員会の適正な事務実施について（平成 21 年 1 月 23 日付け 20 経営第 5791 号経営局長通知）に基づき平成 25 年度の農業委員会活動計画の点検・評価（案）並びに平成 26 年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について可決を求める。 別紙内容 朗読 なお、この内容は総会で承認後、町の HP において掲載公表し、パブリックコメントを求めることになってます。
議 長	議案 8 号 平成 25 年度農業委員会活動計画の点検・評価（案）並びに平成 26 年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について質問意見等ございませんか。？
委員一同	な し
議 長	議案 8 号 平成 25 年度農業委員会活動計画の点検・評価（案）並びに平成 26 年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について承認をしてよろしいですか。
委員一同	異議なし

議 長

議案 8 号 平成 25 年度農業委員会活動計画の点検・評価（案）並びに平成 26 年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について承認いたします。

日程 15

議案 9 号

「農業委員会等に関する法律第 16 条の規定による委員の辞任について」を上程します。〇〇委員におかれましては農業委員会等に関する法律第 24 条に基づき議事参与の制限により審議の終了まで一時退席をお願いいたします。

（〇〇委員・・・退席）

事務局より説明願います。

事務局長

議案第 9 号 農業委員会等に関する法律第 16 条の規定による委員の辞任について

農業委員会等に関する法律第 16 条の規定による委員の辞任について、別紙のとおり 2 月 27 日に辞任届けの提出がございました。

農業委員会等に関する法律第 16 条には、「委員又は、会長は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て辞任することができる。」と規定されております。

委員の辞任要件といたしまして、正当な理由があることと、農業委員会の同意が必要とされております。

農業委員会の同意は、農業委員会の総会の議決、すなわち、辞任申出者を除く総会出席者委員の過半数の賛成によって行うとされておりますことから、今回上程させていただいたところでございます。

辞任の理由につきましては、持病の悪化により入退院を繰り返し、今後の農業経営が厳しいという判断から離農を決断。1 月の農業委員会総会にて農地の処分がほぼ完了したためです。

なお、吉川委員は選挙委員でございますが、辞任が同意された場合の委員の補充につきましては、農業委員会等に関する法律第 11 条において準用します。公職選挙法第 113 条第 1 項第 6 号に規定されております、選挙区における選挙委員の定数の 5 分の 2 を超えないことから補欠選挙を実施いたしません。別紙をご参照願います。

事務局からは以上です。

議 長

事務局より説明がありました通り、2 月 27 日付けで〇〇委員辞任届けの提出がありました。

〇〇委員におかれましては、8 年 9 ヶ月の長きにわたり農業委員会としてその職責を果たされてこられました。が、体調が思わしくなく、離農するという事で辞任届出を受理し、本日の総会にお諮りするこ

とにいたしました。

この件につきまして何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。

委員一同

なし

議長

特に意見等はないようなので、採決に入りたいと思います。お諮りいたします。日程第14 議案第9号 「農業委員会等に関する法律第16条の規定による委員の辞任について」同意することに御異議はございませんか。

委員一同

異議なし

議長

御異議なしと認め、議案9号について同意することに決定いたします。

続きまして、欠員に伴う総会番号の取り扱いについて皆さんにお諮りします。

考え方といたしまして、4番を欠番にするというものと4番以降を繰り上げるという2通りの方法がありますが4番をそのまま欠番とすることで宜しいでしょうか。

委員一同

異議なし

議長

議席番号4番を欠番とさせていただきます。

(〇〇委員・・・着席)

〇〇委員さんにおかれましては、8年と9ヶ月の長きにわたり、地域の農業者の代表として、地域のためまた北竜町農業委員会のためご貢献いただいた功績はここで私が申し上げるまでもなく極めて大きなものでございました。

農業委員会会長といたしまして、改めましてこれまでのご活躍に感謝を申し上げます。

みなさんどうか拍手をお願いします。

(全員・・・拍手)

〇〇委員

辞任の挨拶~~~~~

議長

その他について事務局より説明願います。

事務局長	1) 次回農業委員会日程について 4月25日(金曜日) 午後6時00分～ すこやかセンター会議室で開催予定です。
議 長	4月25日(金) 午後6時より開催して宜しいですか。
委員一同	異議なし
議 長	それでは、次回総会を4月25日に開催します。 そのた会議等の日程及びその他について説明願います。
事務局長	2) 別紙内容説明
産業課長	3) 役場の人事異動について報告いたします。 南事務局長は教育委員会次長と異動し、なお南事務局長の後任に会計管理者の続木が参ります。長谷係長は企画課企画係長として異動し、長谷係長の後任には、松本係長が担当します。
	南事務局長挨拶 ～～～～～～～～
	長谷係長挨拶 ～～～～～～～～
	松本係長挨拶 ～～～～～～～～
	続木新事務局長については、代表監査委員の送別会があり会場が同じなので、後ほど歓送迎会にて挨拶をいたします。
議 長	その他について質問等ございませんか
委員一同	質問なし
議 長	以上を持ちまして第3回農業委員会総会を終わります。
事務局長	会議終了後、歓送別会を八八で行いますので移動願います。

議 長

議事録署名委員

1 番

2 番
